

令和4年2月臨時教育委員会会議録

鳴門市教育委員会2月臨時教育委員会は、2月16日招集告示。

2月21日17時30分、市分庁舎教育委員会会議室で開会。

同日 18時10分閉会した。

・出席者

教育長 三浦教育長

委員 甲斐委員 加藤委員 濱川委員 川上委員

事務局職員 小川教育次長 笠原教育総務課長 坂東教育総務課副課長

その他職員 並木学校教育課長 前田生涯学習人権課長

・傍聴者

1名

・会議は、教育長が議事を進行した。

・議事の内容は次のとおりである。

議案第8号 臨時代理の承認について（鳴門市隣保館条例の一部改正に伴う鳴門市青少年会館条例の一部改正について）

議案第9号 臨時代理の承認について（鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について）

議案第10号 鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

・教育長は、17時30分、2月臨時教育委員会の開会を宣した。

・教育長は、会議録の朗読を事務局に求めた。

坂東教育総務課副課長は、2月定例教育委員会の会議録を朗読した。

・教育長は、会議録の承認について諮り、全委員異議なく承認した。

・教育長は、議案第8号 臨時代理の承認について（鳴門市隣保館条例の一部改正に伴う鳴門市青少年会館条例の一部改正について）、事務局に説明を求めた。

前田生涯学習人権課長は、令和4年度組織・機構の見直しにより、鳴門市隣保館条例

が一部改正されることに伴い、鳴門市青少年会館条例についても所要の改正を行う必要が生じたが、緊急を要したため、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理したことから、当該改正内容を報告し、承認を得たい旨、説明した。

- 教育長は、議案第8号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第9号 臨時代理の承認について（鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について）、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、令和4年度組織・機構の見直しにより、文化財保護に関する事務について、市長が管理し、執行することとしており、鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、所要の改正を行う必要が生じたが、緊急を要したため、教育委員会の議決を得ることなく、教育長が臨時代理したことから、当該改正内容を報告し、承認を得たい旨、説明した。

甲斐委員は、教育委員会で審議していた文化財の保護に関する議案や文化財保護審議会委員の委嘱に関する議案などに関し、これからの取り扱いについて、説明を求めた。

教育次長は、平成31年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により同法が改正され、条例で定めるところにより、市長が文化財の保護に関することを管理し、執行することができることとされたため、今回の条例改正により令和4年度からは、市長部局が所管する事務となるため、各種手続き等についても市長部局で行われる旨、説明した。

- 教育長は、議案第9号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- 教育長は、議案第10号 鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に関する意見の申出について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、鳴門市議会議長より、鳴門市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項に基づき、市議会での議決にあたり、教育委員会の意見を求められている旨、説明した。

- 教育長は、議案第10号について諮り、協議の結果、全委員異議なく教育委員会の意見

としても異議なしで回答することとした。

- ・教育長は、18時10分、閉会を宣した。
- ・その他の事項は次のとおりである。

加藤委員は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業時などに児童・生徒が自宅へ持ち帰ったタブレットで行う学習が、家庭と学校の双方で負担なく行える環境づくりに最善を尽くしてほしいと意見を述べた。

教育長は、3月定例教育委員会を、3月9日18時から開催することを確認した。